

令和6年度第1回倉敷市文化財保護審議会議事録（要旨）

令和6年5月31日（金）午後2時～3時

於：水道局3階会議室

出席委員： 安倉清博、上菌四郎、尾崎 聡、狩山俊吾、小西信彦、澤田秀実、
澁谷俊彦、首藤ゆきえ、徳永誓子、中田利枝子、成清仁士、松本直子
事務局： 仁科教育長、森部長、平田課長、小野館長、谷中課長補佐、藤原主幹、
迫田学芸員

1 開会

2 議事

- (1) 令和5年度文化財関連事業報告について
- (2) 令和6年度文化財関連事業計画について
- (3) 文化財の指定について

・木造不動明王立像

会 長) それでは議事(3)の文化財の指定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局) 木造不動明王立像の概要説明。

中田委員・上菌委員) の詳細説明(調書内容の説明)。

会 長) 詳しいご説明をありがとうございました。これから実際に見せていただいて、その後に審議を行うことにしたいと思います。

【木造不動明王立像について調査】

会 長) それでは指定についての審議を行いたいと思います。ご意見、ご質問はありませんか。

委 員) 資料5番の所有者の所ですが、宗派というのは入れないものですか。

委 員) 文化財としては、宗派はあまり関係がないので、通常は入れないものです。

委 員) 資料の9番の指定の理由の中で、平安時代後期(11世紀末から12世紀末)という言葉が入っていて、調書の中で12世紀の前期の作品となっています。この辺りの表記が紛らわしいので、整理したほうが良いのではと思います。

事務局) 少し表現を整理して、もう一度ご確認いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

委 員) この像の文化財としての価値について、もう少しお伺いしたいのですが。

委 員) これまで県内外の調査をしてきましたけども、空海様(くわかいよう)の特徴を示す像は非常に少ないということで、希少だと思います。また、彫刻につきましても美術的にも非常に美しいと言えます。この2点において指定するのにふさわしいものだと思います。

事務局) 指定の理由については、修正すべきところがあればご指摘いただけたらと思います。

委員) 先ほどの、貴重だということと、芸術的にも優れているというところを指定理由に表記していただけたらと思います。

事務局) 了解しました。

会長) それでは指定理由については、意見を踏まえて事務局で検討していただければと思います。指定そのものについては否定的な意見は出なかったようですので、「指定妥当」を審議会の意見としてよろしいか。

【一同賛同】

事務局) それでは今回ご審議いただきました木造不動明王立像につきましては、事務局のほうで指定に向けた事務手続きをさせていただきたいと思います。なお、この答申につきましては、6月6日に開催予定の教育委員会に議案として上程させていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。

会長) それでは(4)のその他として事務局から何かありますでしょうか。

事務局) 事務局からは特にありません。

会長) 委員の皆さんから何かありますか。特になければ事務局にお返ししたいと思います。

事務局) 本日は指定案件について熱心にご審議いただきまして、また、指定妥当との答申をいただきまして、ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和6年度第1回倉敷市文化財保護審議会を閉会いたします。どうぞ気をつけてお帰りください。

5 閉会

以上の議事録を、令和6年5月31日開催の令和6年度第1回倉敷市文化財保護審議会議事録(要旨)とすることに同意します。

令和6年6月17日

倉敷市文化財保護審議会
会長 尾崎 聡

